

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	シハヌークビル港船舶航行安全システム整備計画のために関連する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	シハヌークビル港船舶航行安全システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,132,000千円 ----- -----	2021.3.1 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2021.3.19 97号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	362,000千円 2029.12.31まで	2021.7.26 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2021.9.7 296号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等（建設材料分野）を実施するために必要な西政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	250,000千円 ----- -----	2021.10.11 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2021.11.18 371号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等（地籍測量分野）を実施するために必要な西政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	250,000千円 ----- -----	2021.10.11 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2021.11.18 372号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な西政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 ----- -----	2021.10.11 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2021.11.18 373号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な西政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 ----- -----	2021.10.11 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2021.11.18 374号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な西政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 ----- -----	2021.10.11 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2021.11.18 375号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な西政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,500,000千円 ----- -----	2021.12.16 プノンペン (同日)	日本側 三上正裕在カンボジア大使 カンボジア側 フラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣	2022.1.6 11号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
- (注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
- (注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
- (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。